

社会福祉施設職員等退職手当共済制度
加入施設・団体長 殿

一般財団法人
沖縄県社会福祉事業共済会
理事長 山内良章
(公印省略)

マイナンバー法施行に伴う退職共済制度の事務取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の共済事業運営に際しまして、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、マイナンバー法の施行に伴い本会が取扱う退職共済制度については、次のとおり事務の取扱いを変更しますので、ご確認いただき対応をお願いいたします。

I. 本会が取扱う退職共済制度一覧

No.	制度	支払者	備考
1	社会福祉施設職員等退職手当共済制度	福祉医療機構	事務受託
2	退職共済金(沖縄県社会福祉事業共済会)	共済契約者	

II. マイナンバー法への対応について

マイナンバー法の施行に伴い支払者が税務申告する際、法定調書類に個人番号の記載が求められるのに伴い、本会が取扱う福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」及び沖縄県社会福祉事業共済会「退職共済金」については次のとおり取扱います。

1. 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)による「退職手当共済制度」の取扱い

- (1) 支払者である機構は、法の施行により退職所得に関する法定調書類に請求者の個人番号が必要になります。
- (2) 「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」(以下「退職所得申告書」という。)内に設けられる個人番号記入欄に、請求者本人(退職者)が個人番号を記入します。
- (3) これまで共済会から給付される退職共済金の「退職所得の源泉徴収票」は本会で退職所得申告書に貼付けして機構に送付していましたが、法の施行により、個人番号が記載される退職所得申告書を共済会が取扱うことが出来なくなります。
- (4) これまで共済会で貼付けしていた「退職所得の源泉徴収票」は法人の方へ送付いたしますので、法人から請求者へ交付して下さい
- (5) 共済会から給付される退職共済金は、退職所得申告書に反映させる必要があり、今後は請求者本人が退職所得申告書への貼付け(添付)作業を行う事になります。
- (6) 具体的な対応

ア. 申告書への源泉徴収票の貼付け(添付)作業は原則請求者本人が行うものです。
イ. 本来、源泉徴収票は、支払者である共済契約者(法人)が作成するものです。

しかし現実的な問題として難しいため、次の対応をお願いします。

福祉医療機構の退職所得申告書に添付する「退職所得の源泉徴収票」(共済会退職共済金分)は、本来、受給者交付用の源泉徴収票ですので、個人番号を記載する必要がありません。

従って、前記ア、イの原則論を踏まえ、うえで共済契約者(法人)において対応(添付)していただくことが妥当と考えます。

注1) 源泉徴収票を共済契約者(法人)において添付する旨請求者の了解を得ること。

注2) 源泉徴収票の訂正等を行わないこと。

(7) 書類の提出方法

共済契約者(法人)は、「被共済職員退職届(約款様式第7号)」、「退職手当金請求書・合算申出書(約款様式第7号の②)」と退職所得の受給に関する申告書/退職所得申告書」及び、「本人確認貼付用紙」(添付書類)、以上3点の「ホッチキス留め」(マイナンバーが第三者の目に触れない事への対策)を行い、その後、4枚目の書類として「退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)」をホッチキス留めにしてご提出下さい。

2. 一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会(以下「共済会」という。)の「退職共済金」の取扱い

(1) 共済会の退職共済金に係わる「退職所得申告書」の共済会への提出を廃止します。マイナンバー法の施行により、個人番号が記載される申告書を共済会は取扱うことが出来ませんので、共済会の退職共済金に係わる退職所得申告書は提出せずに法人で保管してください。

(2) 退職所得申告書は、必ず本人から提出を受け、共済契約者が保管(7年間)します。

(3) 所得税/相続税/住民税に係る法廷書類の作成及び、税額が発生した場合の納付手続きは、これまで通り共済契約者が行います。

Ⅲ. 退職金の請求手続き

1. 法人が作成

① 被共済職員退職届(約款様式第7号)

2. 請求者(退職者)が作成

② 退職手当金請求書・合算申出書(約款様式第7号の②)
退職所得の受給に関する申告書/退職所得申告書 } A4 1枚

③ 本人確認貼付用紙(添付書類)

3. 法人が行う

(1) ①～③の書類を3ヶ所ホッチキス留めにします。(個人番号が第三者の目に触れない為の対策)

(2) 共済会支払分「退職所得の源泉徴収票」をA4の用紙へ貼付、4枚目の添付書類としてホッチキス留めにします。

(3) 4枚の書類を共済会へ提出します。

重要1 機構加入者の退職金請求手続きは、共済会から「退職共済金支給明細書」、「退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)」到着後行ってください。

重要2 個人番号等の取り扱いについては、法令に従った対応をお願いいたします。

Ⅳ. 問合せ先 一般財団法人 沖縄県社会福祉事業共済会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1
沖縄県総合福祉センター 西棟4階
TEL: 098-885-2821
FAX: 098-885-2822